

原議保存期間10年  
(平成31年12月31日まで)

警察庁丁交企発第69号  
平成21年3月30日  
警察庁交通局交通企画課長

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う緊急自動車の指定対象の追加に関する交通警察の運営上の留意事項について

道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第12号。以下「改正令」という。)は、本年1月30日に公布され、改正令中、第13条第1項の改正規定(在宅ホスピスにおける医師の緊急往診に使用する自動車(以下「ホスピスカー」という。)を緊急自動車の指定対象として追加する規定)については本年4月1日から施行されることとなった。併せて、本日公布された重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準(平成21年国家公安委員会告示第8号。以下「告示」という。)についても本年4月1日に施行されることとなった。

これらの改正等の趣旨及び内容については、「道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う交通警察の運営について」(平成21年3月30日付け警察庁丙交企発第32号)をもって通達されたところであるが、今回の改正等に伴う緊急自動車の指定対象の追加に関する交通警察の運営上の留意事項は次のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)をいうものとする。

## 記

### 1 令及び告示の解釈について

- (1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第1部B004及び特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)第3の5における「在宅療養支援診療所」である医療機関は、告示第1号の基準に該当するものであること。

なお、医療機関が「在宅療養支援診療所」に当たるか否かの確認方法としては、医療機関から「在宅療養支援診療所」に該当する旨の届出を受けた地方厚生局が当該医療機関に交付した「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の副本の写しの提出を受けることが考えられる。

- (2) 令第13条第1項第1号の6及び告示第1号の「重度の傷病者」としては、主として末期がん患者が想定されること。

- (3) 令第13条第1項第1号の6の「重度の傷病者でその居宅において療養しているもの」についての「必要な往診」及び「当該傷病者について必要な緊急の往診」並びに告示第2号の重度の傷病者でその居宅において療養している「患者の疼痛等を直ちに緩和することが必要な場合」における「自動車による緊急の往診」とは、症状その他の事情に照らして医療施設に搬送して治療することが困難であると認められる傷病者に対する緊急往診であること。また、そのような緊急往診が必要な傷病者として現時点において定型的に捉えることが可能なのは、自宅で最期を迎えたいという意思を持ち、また、医療機関への緊急搬送によりかえって症状が悪化するおそれがある在宅の末期がん患者等であること。
- (4) 告示第2号の「患者の疼痛等を直ちに緩和することが必要な場合において、自動車による緊急の往診をすることができること」に当たるか否かについては、在宅患者を看取った件数及び当該在宅患者の居宅と当該医療機関との間の距離によって判断することが望ましいこと。  
なお、在宅患者を看取った件数及び当該在宅患者の居宅と医療機関との間の距離の確認方法としては、医療機関から死亡診断書の写しの提出を受けることが考えられる。
- (5) ホスピスカーは、傷病者の居宅まで医師を搬送するためのものであることから、一般的には、普通自動車であることが想定されるところであり、これに該当しない場合は、「当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車」に当たるか否か慎重に検討すること。
- (6) ホスピスカーの緊急用務は、傷病者の居宅まで医師を搬送することであり、緊急往診を終了して当該自動車により傷病者の居宅から医療機関に戻る場合は緊急走行することを認められていないことから、その旨を自動車の使用者に対して確実に説明すること。
- (7) ホスピスカーは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）上は救急自動車として取り扱われるところであるが、その車体の塗色は白色に限定しないこととされること。

## 2 ホスピスカーの運転者に対する交通安全教育について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条第3項の規定の趣旨にかんがみ、ホスピスカーの運転者について、所要の交通安全教育を受けさせるよう当該自動車の使用者を指導すること。

### （参考資料）

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（抄）

特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）（抄）

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）（抄）

別表第一

第2章

第1部 医学管理等

区分

B004 退院時共同指導料1

1 在宅療養支援診療所（地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出たものをいう（以下この表において同じ。））の場合 1,000点

2 （略）

注1・2 （略）

特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）（抄）

第一・第二（略）

第三 医学管理等

一～四（略）

五 在宅療養支援診療所の施設基準

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 診療所であること。
- (2) 当該診療所において、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。
- (3) 当該診療所において、又は別の保険医療機関の保険医との連携により、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。
- (4) 当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。
- (5) 当該診療所において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方社会保険事務局長に届け出ていること。
- (6) 連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。
- (7) 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (8) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。
- (9) 定期的に、在宅看取り数等を地方社会保険事務局長に報告していること。